

# 令和8年度 杉並区任期付職員採用選考案内

## 【係長級】教育・就学相談担当係長

令和8年6月15日  
杉 並 区

◆「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のこと、給与・勤務時間などは一部の例外を除き、他の正規職員と同様の取扱いです。

### 1 職務内容、採用予定数、任期等

いずれも日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

教育・就学相談担当係長	
職務の級	係長級
任期	令和8年12月1日から令和11年11月30日まで（3年） ※ 業務の都合等により、採用日から5年を限度に延長する場合があります。
採用予定数	1名
職務内容	① 教育相談・就学相談における心理的アセスメント及び就学先決定等に関する相談支援、並びに心理療法・カウンセリング及び相談員の指導・育成 ② 心理職担当係長としての係運営及び業務総括
受験資格	以下の条件をすべて満たしていることが必要です。 ① 臨床心理士または公認心理師の資格を保有しているもので、民間企業等における心理に関連する業務従事歴が直近18年中12年以上、または大学卒業後、児童・生徒等を対象とした心理臨床業務歴（相談、心理療法又はカウンセリングの業務、心理検査業務）が10年以上ある人 ② 心理臨床業務経験のうち、行政等での業務従事歴が5年以上ある人 ③ 組織のマネジメント経験が3年以上ある人 ④ 地方公務員法第16条のいずれにも該当しない人 ⑤ 現に杉並区の常勤職員でない人（任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員を除く。）

#### ※ 業務従事歴について

当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。また、週20時間以上従事することを要す。

## 2 選考方法

### (1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和8年8月上旬までに発表予定 ◆合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果を通知します。

### (2) 第二次選考

選考方法	面接
実施日	令和8年8月下旬
場所	杉並区役所本庁舎
合格発表	令和8年8月中（予定） ◆第一次選考・第二次選考の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。 ◆合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を郵送します。

※ 第二次選考の詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

※ 最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります。

## 3 申込手続

申込方法	インターネット
申込期間（共通）	令和8年6月15日（月曜日）午前8時30分から 令和8年7月14日（火曜日）午後5時（受信有効）まで

申込には、官公庁・自治体に特化した採用支援サービス「PUBLIC CONNECT」の会員登録（無料）が必要です。会員登録の上、申込期間中に下記 URL または二次元コードからお申し込みください。

<https://public-connect.jp/job/15114>



※ 申込時に**職務経歴書の提出が必要**です。指定様式をエントリーページからダウンロードし、添付してください。

※ 受験資格において必要な資格や免許等を有する場合は、写しを jpg もしくは jpeg 形式で添付してください（例：社会福祉士、児童指導員、保育士等）。

※ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

## 4 勤務条件

### (1) 給与

給料は、杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき決定します。

【例示】大卒・経験年数20年の場合 給料月額 約379,600円（年収 約790万円）

※ 実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定されます。

※ 給料月額及び年収は、令和8年4月1日現在のものです。

※ 年収には地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

- ※ 条例等の規定により、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給される場合があります。
- ※ 入庁初月（12月）の期末・勤勉手当は支給対象ではありません。
- ※ 採用時まで給与改定があった場合は、それによります。
- ※ 昇給は、原則として年1回行われます。

(2) 社会保険等

東京都職員共済組合等の制度に加入

(3) 勤務日・勤務時間

- ・勤務日は原則として月曜日から土曜日（週休日は日曜日及びこれと併せて4週間ごとに8日）
- ・勤務時間は変則勤務となっており、午前8時30分から午後7時15分までの間において、1日について7時間45分（休憩時間含まず）と定めています。

(4) 休暇等

年間20日の年次有給休暇のほか慶弔休暇等があります。

※採用年は年次有給休暇の付与日数が異なります。

(5) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在就労している方については原則として退職していただきます。

(6) 勤務場所（予定。いずれも原則敷地内禁煙）

就学前教育支援センター（杉並区成田西2-24-21）

## 5 その他

採用に当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、応募フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、ご応募ください。

なお、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

### 参考

#### 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

**【申込み・問い合わせ先】**

杉並区総務部人事課人事係（〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1）

TEL 03-3312-2111（代表） 内線 1513・1528

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>